

## 陸前高田市文化財保護事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 文化財の適正な保存及び活用を図るため、文化財の所有者その他別に定めるものが文化財保護事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助対象の文化財)

第2 補助対象となる文化財は、市内にある国指定文化財、岩手県指定文化財及び陸前高田市指定文化財とする。

### (補助金の補助事業者)

第3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財の所有者若しくは管理者又は管理団体
- (2) 前号に定める者のほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に対しては、市長は補助金を交付することができない。

- (1) 専ら営利を目的とする団体
- (2) 地方公共団体
- (3) 代表者又は役員に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成23年9月1日付け人第242号）第4に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当する者がある団体

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、次に掲げる経費のうち主たる経費（以下「主たる経費」という。）とし、これに対する補助額は、主たる経費から他の事業者による補助金又は助成金の額を控除して得た額の2分の1に相当する額以内とし、20万円を限度とする。

- (1) 文化財の管理、修理又は防災に要する経費
- (2) 文化財の保存施設の設置に要する経費
- (3) 文化財の保護増殖に要する経費

(4) 文化財の買上げに要する経費

(5) 文化財の調査に要する経費

(6) 文化財の伝承、公開又は記録の作成に要する経費

(7) その他文化財の保存又は活用に要する経費であって、市長が必要と定めるもの  
(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する市長が定める変更は、次のとおりとする。

(1) 配分された経費相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超えない増減

(2) 補助事業の目的及び使用の変更等で計画の遂行に影響を及ぼさず、かつ、事業費の変更を伴わないもの

(補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、陸前高田市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の申請が適当であると認めたときは、陸前高田市文化財保護事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定したときは、陸前高田市文化財保護事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第8 規則第7条第1項に規定する申請の取下げ期日は、第7の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(補助事業の変更等)

第9 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助事業を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、陸前高田市文化財保護事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第10 市長は第9の規定による申請を承認したときは、陸前高田市文化財保護事業変更(中止、廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(前金払)

第11 市長は必要があると認められる場合は、補助金の前金払をすることができ

る。

2 補助金の前金払を請求しようとするときは、陸前高田市文化財保護事業補助金前金払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告及び補助金の交付）

第12 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止したときは、陸前高田市文化財保護事業補助金請求（精算）書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第13 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（書類の提出）

第14 規則及びこの要綱に定める書類並びにこれに添付する書類の提出期日は、別表のとおりとする。

2 前項で提出する書類その他必要な提出物は、正本1通を市長に提出するものとする。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第14関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第3条の規定による書類	陸前高田市文化財保護事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第5条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	陸前高田市文化財保護事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画（実績）書 2 収支予算（精算）書 3 その他市長が必要と認める書類	第6号 第2号 第3号	別に定める。
規則第12条第1項の規定による書類	陸前高田市文化財保護事業補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類	第9号 第2号 第3号	別に定める。